

# 市有施設等の建設時における当事者参画について

---

バリアフリー推進協議会【資料1 1】

令和5年(2023年)9月

基盤整備課

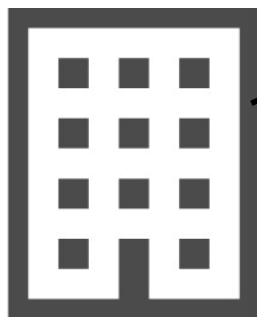
# 市有施設等の建設時における当事者参画について

## ○当事者参画の背景

### 背景

バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例などの法令基準を満たしていても、実際に利用すると不便な設備や管理運営手法により円滑に利用できないことがある

市有施設等

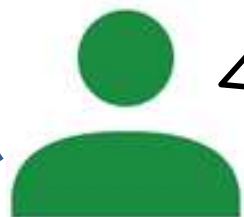


建築物のバリアフリー基準に適合！

利用者(当事者)の意見

- ❑ 視覚障害のある人への案内(誘導チャイム)が玄関についていない
- ❑ 車椅子使用者が車の後部から出られるように長さを確保した駐車場を設けてほしい
- ❑ バリアフリースイレ内の大型ベッドを各階設置してほしい  
等々...

実際に利用



利用者(当事者)

# 市有施設等の建設時における当事者参画について

## ○当事者参画の目的と意義

### 目的

施設の建設・大規模改修時には事前に当事者の意見を聴き、「望ましい整備」を設計・施工段階から反映し、市民にとってより利用しやすい整備を進める

### 意義

- 基準以上のユニバーサルデザイン(UD)化を指向した整備
- 基準と当事者の「使い勝手」の間に生じる乖離を確認
- 多様な当事者の異なる意見、対峙する意見を解決する課題を明確化
- 早い段階からの当事者参画による手戻りが少ない効率的な整備
- 参画を通じた地域におけるバリアフリー推進の人材育成

# 市有施設等の建設時における当事者参画について

## ○仕組みづくりのための課題の整理

- ・当システムの位置付け
- ・対象となる施設及び規模
- ・意見を聴く対象者と実施時期
- ・意見の反映と蓄積
- ・現行のバリアフリーチェックシステムとの区別